

ウエストコースト語学院規則

第一章 総則

(教育理念)

第1条 日本語教育を通じて、異なる宗教、文化、価値観を超え、相互理解を深め、日本との懸け橋となる「グローバル人材」育成を目指す。

(教育目的)

第2条 日本語の学習と日本の文化、生活習慣の理解を通じて、日本人とのコミュニケーションできる力を養い、学び合い、語り合い、尊敬し合いながら活力ある共生社会に適応できる人材を育成し、学習者個々の留学目的である進学、就職を実現することによって、将来は自信と誇りをもって、国際社会で必要とされ、世界のどこにしようとも、日本との懸け橋となる「グローバル人材」を育成する。

(教育目標)

- 第3条 (1) 高度で、実用的な日本語力の獲得と進路目標実現を支援する。
- (2) 能動的学習（アクティブラーニング）を取り入れて、言語運用力、思考力、表現力、社会的能力を養う。
- (3) 異文化を尊重・理解・適応し、規律を守りながら日本人と協力・協働できる広い視野を持った人材を育成する。
- (4) 目標達成、計画実現に向けて、自己管理を怠らず自律的に行動することの重要性を教示する。

(名称)

第4条 本学は、ウエストコースト語学院という。

(位置)

第5条 本学は、東京都大田区東嶺町35番13号に置く。

第二章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員等)

第6条 本学のコース、修業期間、入学期、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部制	コース名称	修業期間	入学期	収容定員	クラス数
第1部	進学2年コース	2年	4月	40	2
	進学1年9ヶ月コース	1年9月	7月	20	1
	進学1年6ヶ月コース	1年6月	10月	20	1
	特定技能就職1年コース	1年	4月	20	1
	小計				100

第 2 部	進学2年コース	2年	4月	60	3
	進学1年9ヶ月コース	1年9月	7月	20	1
	進学1年半コース	1年6月	10月	20	1
	小計			100	5
合計				200	10

(始期・終期等)

第7条 本学の各コースは、進学2年コースは4月に始まり、翌々年の3月に終わる。

進学1年9ヶ月コースは7月に始まり、翌々年の3月に終わる。

進学1年6ヶ月コースは10月に始まり、翌々年の3月に終わる。

特定技能就職1年コースは4月に始まり、翌年の3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の4学期とする。

(1) 春学期 4月から6月まで。

(2) 夏学期 7月から9月まで。

(3) 秋学期 10月から12月まで。

(4) 冬学期 1月から3月まで。

※ 各学期の始業日と終業日については学院長が毎年カレンダーを参照して決める。

(休業日)

第8条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業（8月上旬～下旬 3週間）

(4) 冬季休業（12月下旬～1月上旬 3週間）

(5) 春季休業（3月中旬～4月上旬 4週間）

※ 各休業日については、学院長が毎年カレンダーを参照して決める。

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると学院長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

4 やむを得ない特別な事情があると学院長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、コースカリキュラムに変更が生じない範囲で、各季の休業期間を変更することができる。

(授業の終始時刻)

第9条 授業の終始時刻は、学院長が別に定める。

第三章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本学の各コース別の授業科目、授業内容及び授業時数は、次のとおりとする。

ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

進学2年コース

レベル 別名	授業 週数	1週当たり 授業時間	授業時間 数合計	授業科目	授業内容
サバイバル・ 初級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	ひらがな・カタカナ・漢字の読み書きを学び、基本的な漢字で書かれた文章や表現を理解し、日本での生活に必要な簡単な会話力を身につけ、日本語の基礎を学び、JLPT N4 合格を目指す。
中級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話のある程度理解し、日常的な話題について書かれた文章の読み書きなど、日常的な場面で必要な日本語力を習得し、JLPT N3 合格を目指す。
中上級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話や新聞、やや複雑な文章を理解し、幅広い場合で使える日本語能力習得し、JLPT N2 合格を目指す。
上級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常会話はもちろんビジネス上の会話や専門用語、若者言葉などを使って日本人とのコミュニケーションが取れる。就職、進学に困らない高度な日本語総合力を身につけ、JLPT N1 相当の日本語力を目指す。

進学1年9ヶ月コース

レベル 別名	授業 週数	1週当たり 授業時間	授業時間 数合計	授業科目	授業内容
初級	10週	20時間 (5日)	200 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	ひらがな・カタカナ・漢字の読み書きを学び、基本的な漢字で書かれた文章や表現を理解し、日本での生活に必要な簡単な会話力を身につけ、日本語の基礎を学び、JLPT N4 合格を目指す。
中級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話のある程度理解し、日常的な話題について書かれた文章の読み書きなど、日常的な場面で必要な日本語力を習得し、JLPT N3 合格を目指す。
中上級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話や新聞、やや複雑な文章を理解し、幅広い場合で使える日本語能力習得し、JLPT N2 合格を目指す。
上級	19週	20時間 (5日)	380 時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常会話はもちろんビジネス上の会話や専門用語、若者言葉などを使って日本人とのコミュニケーションが取れる。就職、進学に困らない高度な日本語総合力を身につけ、JLPT N1 相当の日本語力を目指す。

進学1年6ヶ月コース

レベル別名	授業週数	1週当たり授業時間	授業時間数合計	授業科目	授業内容
中級	19週	20時間 (5日)	380時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話をある程度理解し、日常的な話題について書かれた文章の読み書きなど、日常的な場面で必要な日本語力を習得し、JLPT N3 合格を目指す。
中上級	19週	20時間 (5日)	380時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話や新聞、やや複雑な文章を理解し、幅広い場合で使える日本語能力習得し、JLPT N2 合格を目指す。
上級	19週	20時間 (5日)	380時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常会話はもちろんビジネス上の会話や専門用語、若者言葉などを使って日本人とのコミュニケーションが取れる。就職、進学に困らない高度な日本語総合力を身につけ、JLPT N1 相当の日本語力をを目指す。

特定技能就職1年コース

レベル別名	授業週数	1週当たり授業時間	授業時間数合計	授業科目	授業内容
初級	9週	20時間 (5日)	180時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	N4 レベルの能力があることを前提に、基本的な漢字で書かれた文章や表現を理解し、日本での生活に必要な簡単な会話力を身につける。
中級	19週	20時間 (5日)	380時間	文字・語彙・ 文法・読解・ 聴解・会話・ 作文	日常的な場面で使われる自然に近いスピードの会話をある程度理解し、日常的な話題について書かれた文章の読み書きなど、日常的な場面で必要な日本語力を習得し、JLPT N3 合格を目指す。
ビジネス/ 技能試験 合格対策	10週	20時間 (5日)	200時間	・ビジネス 日本語 ・ビジネス マナー ・ビジネス 会話 ・メール ・技能試験 合格対策	技能試験に合格することはもちろん、N3 レベルの日本語を駆使し、敬語表現、あいさつ、依頼など社内外で遭遇するビジネスの様々な場面における人間関係の構築や業務をスムーズに行えるよう、日本語力を強化する。就労後に不可欠なビジネスの知識やマナーを学び、業務遂行力を身につける。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、学期ごとに行う。

2 日本語能力評価は、各科目の試験成績をもって、12段階評価とする。

- 3 総合評価は、日本語能力評価、出席状況評価、言語運用能力評価、学習活動評価を用いて、5段階評価とする。
- 4 自己評価は、学習相談、進学指導、推薦書作成などの参考にとどめ、12段階評価に表すことはしない。

(教職員組織)

第12条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学院長 1名
 - (2) 副学院長 1名
 - (3) 教務主任 1名
 - (4) 本務教員 5名以上 (学院長、副学院長、教務主任を含む)
 - (5) 教員 10名以上 (本務教員を含む)
 - (6) 事務局長 1名
 - (4) 生活指導担当者 4名以上 (本務等教員の兼務を含む)
 - (5) 事務職員 2名以上 (事務局長を含む)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 学院長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会議)

第13条 職務の円滑の執行に資するため、学院長は必要に応じて教職員会議を招集することができる。

(自己点検・自己評価)

第14条 日本語教育の実施状況を点検・評価するため、学院長は副学院長、教務主任及び事務局長を中心とした点検・評価委員会を主宰し、実施状況の点検・評価を行い、今後の日本語教育の改善と更なる質の向上に繋げる。

第四章 入学、休学、退学、コース変更、転学、修了・卒業及び賞罰

(入学資格)

第15条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了あるいは修了見込みの者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込のある者
- (3) 各コースの入学時に求められる日本語能力を有している者

イ 進学2年コースにおいては、150時間以上の日本語学習歴、かつA1相当の日本語能力を有している者

ロ 進学1年9ヶ月コースにおいては、300時間以上の日本語学習歴、かつA2相当の日本語力を有している者

ハ 進学1年6ヶ月コースにおいては、400時間以上の日本語学習歴、かつA2相当の日本語試験に合格している者

ニ 特定技能就職1年コースにおいては、450時間以上の日本語学習歴、かつA2相当の日本語

試験に合格している者

(入学時期)

第16条 本学への入学は、年3回とし、その時期は、4月、7月、10月とする。

(入学手続)

第17条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可され且つ出入国在留管理局より「在留資格認定証明書」を交付された者は、指定期日までに第26条に定める学費及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第18条 生徒が疾病その他やむを得ない事由で休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。許可された休学期間については、出席の対象にしないものとする。

- 2 休学を許可できる期間は、在籍コースの総授業時数の15%までとし、かつ連続で3か月を超えないものとする。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せず、退学を促すものとする。
- 3 生徒本人が休学申請をしていなくても、疾病その他やむを得ない事由により授業参加が困難であると学院長が判断した場合は休学を命ずることがある。
- 4 休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て、学院長の許可を得て復学することができる。

(公欠)

第19条 生徒が高等教育機関の入学試験、就職面接試験やそれに準ずる学業活動のために、やむを得ず授業に参加できない場合は、公欠を申請することができる。その際、受験票或いは担当者が捺印署名した必要書類を提出しなければならない。許可された公欠期間については、出席扱いとする。

- 2 公欠は日単位又は時間単位で適用する。
- 3 アルバイトの面接試験、研修等は許可しない。

(退学)

第20条 本学のコース修業期間を満了せず、途中退学しようとする者は、その事由を記し、依頼退学届け出を提出しなければならない。退学は以下の理由のいずれかに該当する必要があるが学院長の許可を受けなければならない。

- (1) 退学日から2週間以内に帰国する準備ができている場合
- (2) 日本国内の高等教育機関に進学する場合
- (3) 「留学」以外の在留資格に変更した場合

- 2 第1項の(2)については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。

3 第1項の(3)については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

(課程変更)

第21条 本学の学生で、特定技能就職1年コースから進学コースにコース変更を希望する場合は学院長の承認を得て、通算在籍2年を超えない範囲で許可することができる。

(転学)

第22条 生徒が都合により転学を希望する場合は、必要書類を提出し、学院長の許可を得なければならない。

2 どの教育機関にも在籍していない時期があることは原則認めない。

3 災害等により本学の日本語教育が継続困難である場合、「災害時における支援協力に関する協定書」を締結した日本語教育機関への転学を支援、または(一財)日本語教育振興協会及び行政の助力を得て転学を支援するものとする。

(修了・卒業の認定)

第23条 学院長は、次の(1)から(4)を全て満たす者に修了を認定する。

(1) 第6条に定めるいずれかのコースに在籍し、コースの修業期間を満了していること

(2) コース全体の平均出席率が80%以上であること

(3) 最終学期の総合評価がC以上であること

(4) 修業期間満了後は日本国内進学或いは就職、または在籍期間中に出入国在留管理庁が指定する試験でA2相当以上に合格していること

2 学院長は、本学の所定のコースを修了した者に対して、卒業と認定し、修了証書を授与する。

3 コースの修業期間を満了したが、修了要件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えたものに対して、学院長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

(褒賞・推薦)

第24条 学院長は成績、出席が優秀な学生に対して、褒賞を与える事が出来るが、学習奨励費選考委員会の推薦を受け、理事会と協議して執り行うこととする。

2 次の要件を全て満たす在籍者に対し推薦状を発行する。

(1) 入学からの平均出席率が90%以上である

(2) 6ヶ月以上在籍している

(3) 5日以上連続欠席がない

(4) 推薦書発行時点の直近日本語能力評価がB以上である

(5) 学習態度と生活態度に問題なく、推薦に値する人物である

(懲戒処分)

第25条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の2種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 平均出席率が75%を下回る場合。但し、改善の見込みがあると学院長が判断した場合、処分を在籍期間中に1回限り保留することができる。
- (4) 正当な理由なく、出席率が3ヶ月連続65%を下回った者
- (5) 学則違反、授業妨害、暴力行為、破壊行為、校内での飲酒、許可されていない場所での喫煙、いじめ、人権侵害、SNS上で学校、教職員、他の生徒への誹謗中傷などの行為があった場合、その頻度と重大性を鑑み、除籍処分を決定する。
- (6) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもしない者
- (7) 出入国管理及び難民認定法やその他の法令に違反した者

第五章 生徒の納付金

(学生納付金)

第26条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

コース名称	選考料	入学金	授業料	施設設備費	厚生費	合計
進学全コース初年度	25,000	80,000	750,000	92,000	18,000	940,000
次年度 (進学2年コース)			750,000	92,000	18,000	860,000
次年度 (進学1年9ヶ月コース)			562,500	69,000	13,500	645,000
次年度 (進学一年6ヶ月コース)			375,000	46,000	9,000	430,000
特定技能就職 1年コース	25,000	80,000	780,000	92,000	18,000	970,000

※ すべての金額は税込み金額である。

※ 教材費は学費に含まれている。

※ 外部試験受験費用は別途徴収する。

※ 課外活動、イベント等にかかる費用は別途徴収する。

(納入)

第27条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、延納、分納、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第28条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、納入金を1ヶ月以上滞納した者に対し、学院長は退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第29条 既に納入した生徒納付金の返還については、学院長が別に定める。

第6章 雑則

(寄宿舍)

第30条 寄宿舍に関する事項は、学院長が別に定める。

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回実施する。

(細則)

第32条 この学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

【附則】 この学則は、2026年4月1日より施行する。

ウエストコースト語学院規則（細則）

（授業の終始時刻）

第9条

授業の終始時刻は下記の表による。

但し、各運用については学院長の許可を得て、変更することができる。

部制	第1、2時限	休憩	第3、4時限
第1部	9:00～10:30	10:30～10:45	10:45～12:15
第2部	13:00～14:30	14:30～14:45	14:45～16:15

（学習の評価）

第11条

日本語能力評価基準

評価	点数	評価	点数	評価	点数
A+	100～96	A	95～85	A-	84～80
B+	79～75	B	74～65	B-	64～60
C+	59～55	C	54～45	C-	44～40
D+	39～35	D	34～25	D-	24～

- 日本語能力評価区分は、「会話」、「作文」、「聴解」、「文字語彙」、「文法」、「読解」、「総合」とする。
- 特定技能就職1年コースの日本語能力試験評価区分は上記2の科目に「ビジネスマナー」を加える。

総合評価基準

評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
A	90～100	B	80～89	C	70～79	D	60～69	E	59以下

- 日本語能力評価、出席状況評価、言語運用能力評価、学習活動評価をもって行う。
- 総合評価配点割合

日本語能力評価	出席状況評価	言語運用能力評価	学習活動評価
60%	15%	15%	10%

（寄宿舍）

第24条

民間不動産会社と業務提携を結んで、不動産会社が管理している留学生宿舎を当学の学生に提供する。